

令和 2 年 度 事 業 報 告

1. 事業の実施状況

(概況)

令和 2 年 4 月 1 日に施行された「奈良県更生支援の推進に関する条例（令和 2 年 3 月奈良県条例第 5 2 号）」第 1 3 条の規定に基づき、同年 7 月 1 日に一般財団法人かがやきホームを設立し、事業を開始した。

(1) 罪に問われた者等の雇用

改善更生の意欲が高く、また奈良県に帰住し、生計を立てる意欲がある者を採用するため、法務省や厚生労働省と緊密に連携した。

矯正就労支援情報センターと連携するとともに、公共職業安定所の受刑者等専用求人を通じて、令和 2 年 7 月に刑務所で面接を実施のうえ、9 月に出所者（以下「研修員」という。）2 名を採用した。

(2) 就労の場の確保等及び住居の貸与

市町村と協議のうえ、森林組合を就労の場として確保し、同組合において研修を実施した。

住居については、当該市町村内に研修員の住まいを 2 戸確保した。また、協議中の住宅を社宅として活用できるように市町村と協議するなど準備を進めた。

(3) 職業訓練及び社会的な教育の実施

受け入れにあたって、まず奈良県林業機械化推進センターで林業集合研修を行った。

その後、森林組合において O J T 研修を行い、林業で就労するために必要な職業訓練を実施した。

また社会的な教育として、ソーシャル・スキル・トレーニングなどを、財団の職員や法務教官、社会福祉士等の外部の講師を招いて実施した。

(4) 相談体制の構築等による社会復帰に必要な支援の実施

保護観察期間については、保護司等とともに財団の職員が、保護観察期間経過後は、財団の職員が、それぞれ研修時や就労時間外に相談できる体制を構築し、研修先での対人関係に対する助言等の支援を実施した。

(5) 労働者派遣に関する事務

森林組合でのOJT研修において、研修員を同組合に派遣する枠組みを構築した。

また、将来的には、研修員の特性に応じて、多種多様な業種に派遣できるように、労働者派遣事業の許可申請を行った。

(6) その他の必要な事業

財団における事業を、継続して実施するため、法務省等と緊密に連携し、研修員を安定的かつ幅広く受け入れる体制を構築した。また、住まい、作業、教育、訓練の場の設置等を含めた事業実施体制の検討、さらには県内で研修員の特性に応じた就労の場等を提供するための関係機関や事業者等との協議を実施した。

2. 事業及び経理上生じた重要事項

- ・ 県派遣職員の手当や宿直費などに係る令和2年度補正予算を編成した。
- ・ 令和3年度予算を編成し、研修員4名分の人件費や研修費等を確保した。

3. 各種会議その他の重要な組織の活動状況

○理事会

- ・ 令和2年度第1回理事会

提案事項：令和2年度事業計画並びに収支予算、諸規程の制定、事務局長の選任

決議の日：令和2年8月28日

- ・ 令和2年度第2回理事会（書面開催）

提案事項：令和2年度補正収支予算

決議の日：令和3年2月5日

- ・ 令和2年度第3回理事会

提案事項：令和3年度事業計画並びに収支予算、諸規程の改正

決議の日：令和3年3月28日

(御参考) 令和3年度開催分

○評議員会

- ・ 令和3年度第1回評議員会（書面開催）

提案事項：役員及び評議員の選任

決議の日：令和3年4月7日